

経営判断ができる社長/役員は出席せず！ 会社側の途中退席で交渉は30分で中断

JHU 第2回 事務折衝 (第1回 団交) 報告 2021.08.04

日時：2021年8月4日 11:15～11:45

場所：新橋 TKP 貸会議室

出席者

会社：人財戦略部長、労務グループ長、
同グループマネージャー、代理人
JHU：山口委員長、山崎書記長、代理人
支援者3名

<交渉の開始にあたり>

《会社》(人財戦略部長) 本日のJHUとの団体交渉にあたり、回答書を用意した。内容を説明する。

【JHU】本日はJHUとの初めての交渉だ。当労組は『統一要求』に準じた解決交渉を求めているが、当労組が統一要求(1)から(4)の各要求についてどのような主張および要求をしているのか、主旨説明もしていない。その中で、どうしてこのような回答がでてくるのか。

《会社》JHUとの初めての団交なので、回答書があった方がいいと思い準備した。

【JHU】回答書の分析評価は未了だが、概観して回答内容は不十分だし不当な内容が散見される。今後の交渉で回答についても議論する。交渉を始めるにあたり、委員長から発言する。

【JHU 委員長】まず回答について申し上げたい。提示された文書は回答という名に値しない。JHUの要求に正面から答えていない。労働組合との団体交渉とは何か、経営に教えないといけないの

か。

交渉を始めるにあたり二点申しあげる。会社は、整理解雇は裁判で有効と認められたと主張しているが、我々は「違法な」解雇だったという主張はしていない。「不当な」解雇を解決せよと主張している。稲盛会長が必要がなかったと言うような解雇を、2010年の大晦日に強行した。組合要求の根幹となる「不当解雇」を頭に入れて対応すべきだ。また、社長は「早期に解決したい」と言っているが、会社は本当に解雇争議の解決交渉に臨み、そして解決する意思があるのか。我々は「特別協議」を行うのではない。団交をやって組合との合意形成を目指す交渉を求めている。誠実に対応すべきだ。今の会社姿勢は不十分だし不誠実な対応だ。

<団交には社長、または経営判断ができる役員の出席を>

【JHU】本日は会社からJHUに申し出た団体交渉だが、なぜ社長が出席していないのか。

《会社》会社としての判断だ。私が責任をもってこの交渉に出ている。

【JHU】理由は何かと聞いている。

《会社》理由については発言を控える。

【JHU】理由の説明もできないということか。本日はJHUとの最初の交渉だ。本来であれば、仮に多忙であったとしても、短時間でも社長自ら団交に出席し

て、「早期に解決したい」「心からそう思っている」という心情や決意を組合に対し訴えるべきではないのか。

《会社》皆さんからそういう要求があることは否定しない。代表して私が交渉にあたることを会社として決めた。

【JHU】「できるだけ早期に解決したい」は会社の意思だろう。

《会社》そうだ。社長の「解決したい」という意思をもって交渉に臨んでいる。回答書でも、一般論としてそのための協議をすると述べている。

【JHU】組合と合意形成する方向か。いつまでに解決するのか。

《会社》方向性としてはそうだが、いつかはその方向性が一致することが望ましい。何か月とか何年とかの具体的なものはない。

【JHU】6月24日の事務折衝および7月19日と8月2日付け文書にて再三伝えている通り、当労組は団交への社長の出席を要求している。社長が出席できず役員が出席する場合は小団交、役員も出席しない場合は事務折衝という位置づけでの交渉となるということも申し入れた。会社は7月9日に当労組との団体交渉を通知してきて、対応に必要な時間は十分にあった。

《会社》・・・。

【JHU】社長が団交に出席しない理由も説明しない。では役員が出席しない理由は何か。

《会社》・・・。

【JHU】説明もできない。説明を拒否している。

《会社》会社として判断した。部長が経営を代表して責任者として交渉にあたる、そう説明してるだろう。(会社側弁護士)

【JHU】社長も役員も出席していない。これは団体交渉としての要件を満たしていない。

《会社》団交出席者は電話で報告した。

【JHU】電話で済む問題ではない。他労組の団交では社長または役員が出席している。当労組への差別で不当な対応だ。

【JHU】社長または役員の出席が受け入れられないのであれば、その理由を説明する必要がある。それができなかつたら誠実交渉義務違反だ。他の労組との団交には役員が出席するのにJHUとの団交に役員が出席しないのは不当だ。これは判例にもある「中立保持義務違反」だ。(組合側弁護士)

《会社》それとは関係ない。(会社側弁護士)

＜会社側出席者が突然の退席＞

【JHU】本日の交渉には社長も役員も出席されていないので、当労組から「統一要求」に準じた解決交渉に係る要求の主旨説明をする事務折衝として行う。如何か。不同意ということであれば席を立たれてもかまわない。

《会社》団交として交渉ができないなら、仕方がない。帰るぞ。(会社側弁護士)

【JHU】要求主旨の事務的な説明も受けないということか。

《会社》・・・。(会社一同、無言で席を立つ)

以上